

新型インフルエンザ対策の充実を求める意見書

新型インフルエンザは、本年4月に発生して以来、瞬く間に世界各国に広がり、去る6月11日には、世界保健機構（WHO）が、警戒レベルを世界的大流行を意味する最高度のフェーズ6に引き上げたところである。

これまで、国と地方公共団体が協力して、国内での発生と感染拡大を防止するため、できる限りの対策を講じてきたところであるが、5月16日に国内で初めて感染者が確認されて以降、日を迫って感染者は増加している。

国においては、5月22日に「基本的対処方針」を、さらに6月19日には「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用方針」を改定し、軽症者は自宅療養とし、重症者は入院治療とするなど、取り組みの見直しを図ったところである。

しかしながら、これらは、現時点における新型インフルエンザの特性を踏まえたものであり、今秋以降には強毒性に変異する可能性への示唆もある中、その対処は喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府においては、国民の不安を解消し、安全・安心を確保するため、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。
- 2 地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に必要な財政措置を講ずること。
- 3 ワクチンの早期製造はもとより、外国製ワクチンの輸入も含め、その確保に全力を挙げるとともに、円滑な接種体制を国の責任と負担において構築すること。
- 4 医療機関等において診察に当たる医師等が感染した場合の補償制度を創設すること。
- 5 重症化が危惧される糖尿病など基礎疾患がある者が感染した場合に備え、具体的な医療提供方針を明確にし、その不安の解消を図ること。
- 6 国内における蔓延時においても、保育園や在宅要援護者への介護保険サービスなど等に支障が生じることのないよう体制整備を図ること。
- 7 輸入ワクチンによる副作用などが生じた場合には、国の責任と負担において補償制度を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）11月5日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

（提出者）全議員